

10月2日

都市整備部が移転します

都市整備部（営繕課を除く）は、令和5年10月2日に「鳥取県西部総合事務所3号館・米子市役所糺町庁舎」へ移転します。

鳥取県西部総合事務所3号館・米子市役所糺町庁舎



糺町庁舎1階

建築相談課

建築確認等の申請、相談	0859-23-5236
開発行為の申請、相談	0859-23-5238
景観・屋外広告に関する届出、相談	0859-23-5293
耐震に関する補助金の申請、相談	

住宅政策課

空き家に関する相談	0859-23-5288
低未利用土地等確認書に関する相談	
セーフティネット住宅に関する相談	
市営住宅に関する相談	0859-23-5263

糺町庁舎2階

建設企画課

錦海団地の分譲に関する相談	0859-23-5244
市営駐車場、市営墓地等に関する相談	
市道占用、交通規制の申請、相談	0859-23-5241
市道等の境界立会の申請、相談	

道路整備課

道路の整備に関すること	0859-23-5281
橋りょう、通学路整備に関すること	0859-23-5248
道路、排水路の維持補修に関すること	0859-23-5246

都市整備課

公園、緑地使用の申請、相談	0859-23-5247
米子駅周辺整備に関すること	0859-23-5200
河川、急傾斜地に関すること	0859-23-5298

移転に関する詳しい情報は
ホームページにてご確認ください！

